

教育委員に雜賀氏を選任

水道事業会計決算など十二議案を可決

第六回定例市議会

第六回定例市議会は、九月十一日から二十五日までの十五日間開かれました。この議会では、正・副議長の選舉、監査委員の選任、助役、収入役の選任同意（以上十月号で既報）、教育委員会委員の選任同意、企業会計の決算などが審議され、いずれも原案どおり可決、認定されました。

人命

●教育委員会委員の任命
九月三十日で任期が満了となる、

日光市教育委員会委員、雜賀重行
氏が選任同意されました。

雜賀氏は、昭和十二年十二月四日生まれ。四十三歳。昭和三十五年大正大学卒業、三十五年日光山輪王寺勤務、四十年小来川円光寺住職、四十四年社会福祉協議会評議員、同年十月日光市教育委員会委員（南小米川四一八）

●固定資産評価員の選任
固定資産評価員、関清氏の退任
に伴い、後任に北村豊彦氏（現市税務課長）が選任同意されました。

北村氏は、大正十五年十二月二十三日生まれ。五十四歳。昭和二十一年小来川村書記、三十三年出納室長、三十七年秘書課長、四十年経済課長、四十三年議会事務局長、四十五年総務課長、五十三年税務課長（中小来川二八三）

●人権擁護委員の推せん
人権擁護委員、石田定寿氏、神

●昭和五十六年度リフト事業乙種

特殊索道事業第二リフト運輸の休止について
リフト事業の効果を考慮し、昭和五十六年十二月一日から昭和五十七年十一月三十日まで、第二リフトを休止することになりました。

条例の一部改正

●市議会の議員の定数を減少する
条例の一部改正

議員の定数二十六人を二十二人十日生まれ。六十四歳。昭和十四年（株）古河電工日光電気精銅所勤務（昭和四十七年まで）三十七年人權擁護委員、四十七年（株）日光紡織勤務（稻荷町三一三五五）

後藤七之允氏は、大正五年十一月二十五日生まれ。六十四歳。昭和十六年東京青山学院中学部教諭（昭和二十一年まで）四十一年人權擁護委員、四十六年保護司（湯元二五二二）

また、資本的收入ではなく、資本的支出では三千二百八十一万九千二百円を要しましたが、この不足額は、過年度と当年度の損益勘定に改めるために提出された同条例の改正は、継続審査になりました。

●災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正
災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律の一部が改正され、弔慰金援護資金の限度額等が引き上げられたため、本市においても弔慰金、援護資金の額の引き上げを行つたものです。主なものは、次のとおりです。
○療養に要する期間がおおむね一ヶ月以上である世帯主の負傷がありました。

決算の認定

●昭和五十五年度リフト事業会計収益的収入は、一億四千六百八十六万七千四百五十三円、収益的支出は、一億三千四十五万六千六百九十三円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益は約一千六百四十一万円になりました。

●屋内スケートリンク建設地に関する請願について（継続審査）
●室内リンク早期設置の要望との候補地に関する陳情について（継続審査）

陳情・請願

報告事項

●例月出納検査結果報告について
(昭和五十五年度四月分、昭和五十六年度四・五・六月分)

●（財）日光市觀光施設管理公社の經營状況について

●日光納涼夏まつりの終了について

●霧降高原リフト増設進捗状況について

●台風十五号の被害状況について

●人事院の給与勧告について

補正予算

●住居が半壊した場合 百三十万円
●世帯主の負傷がない場合 円八十万円

●住居が全壊した場合 五十五万円
●住居が半壊した場合 九十万円
●世帯主の負傷がない場合 円一百二十万円

昭和五十六年度一般会計の歳入歳出をそれぞれ七千三百五万三千円を追加し、予算の総額は、五十万円になりました。

補正の主なものは、日光小学校歩道橋新設工事費五千五百五十万円、土地改良事業（農道整備）調査計画樹立事業三百萬円、体育館周辺整備工事費百八十万円、シルバー農園設置事業二十万円、湯元駐車場取付道路舗装工事費百万円などです。